選挙当日の投票終了時刻が夜７時になります

問選挙管理委員会事務局　☎(082)420-0968

7月に執行予定の参議院議員通常選挙から、次のとおり変更します。

選挙当日の投票終了時刻を繰り上げます

選挙当日の投票終了時刻はこれまで午後８時でしたが、１時間繰り上げ、午後７時になります。

投票の際には、開設時間をお間違えないようご注意ください。

また、期日前投票所の開設期間や開設時間が、市役所（本庁）と支所・出張所では異なっていましたが、市役所（本庁）と統一し、公示日の翌日から投票日前日までの午前８時30分から午後８時までに拡充します。

投票日にご都合のつかない場合は、期日前投票をご利用ください。

なお、参議院議員通常選挙の詳細は、決定後に改めてお知らせします。

	対象投票所	変更後の内容
投票日当日の投票終了時刻	すべての投票所	午後７時まで
期日前投票所の開設期間と開設時間	市役所（本庁）、各支所・出張所	公示日の翌日から投票日前日までの午前８時30分～午後８時
	フジグラン（本館１階ときめき広場）	投票日前日までの６日間 午前10時～午後８時（これまでと変更ありません）

東広島市は、ゼロカーボンシティを宣言しています

問環境先進都市推進課　☎(082)420-0928

東広島市は、令和４年３月７日に、２０５０年脱炭素社会の実現に向けて温室効果ガスを実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明しました。

ゼロカーボンシティの実現に向けた本市の主な取組み

公共施設では、再生可能エネルギーの積極的な導入や高効率な省エネ設備への転換、ＣＯ２排出係数の低い電力への切り替えを行います。

○市民の皆さんの取組みを支援します

ご自宅の再生可能エネルギー導入を支援する取組みとして、スマートハウス化支援補助金制度を設けています。

また、ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ（賢い選択）では、普段の生活で取り組める省エネ方法などを紹介しています。

○企業・団体の皆さんの取組みを支援します

ＣＯ２ポテンシャル診断から国等の補助を活用した設備投資までを支援する制度を設けています。

また、市内で生み出される環境価値の創出に取り組み、事業の脱炭素化を目指す事業者に融通します。

○ＥＶ促進の取組みを支援します

商業施設など広く一般の人が利用できる施設でのＥＶ用充電設備の設置費用に対する補助制度を設けています。

○その他

産学金官民連携の「ＳＩＴＯＷＮプロジェクト」では、「環境」をキーワードに、持続可能な社会の実現に向けたさまざまな事業を検討しています。

目標達成のためには、市民や事業者の皆さんをはじめ、市内で活動するすべての人が協働して取り組む必要があります。東広島市は、皆さんと一緒に他地域に先駆けた取組みを実施し、将来に負担を残さない環境先進都市を実現します。

市職員を募集します

問職員課　☎(082)420-0909

市職員採用試験（第1回）を次のとおり実施します。

応募する人は、職種、応募資格を確認し、申し込みをしてください。

日 6月19日(日)（1次試験）

場 市役所本館

応募要項および申込方法

応募要項は市ホームページに掲載しています。

いずれの職種も学歴は問いません。

締 6月8日(水)　23時59分

申 インターネット

※市ホームページの電子申請システムの案内に従って申し込みをしてください。

※特別な事情により、インターネット申請ができない場合、お問合せください。

※9月に職員採用試験（第2回）を予定しています。（日程を市ホームページに掲載しています。）

令和５年度採用の職員（希望に応じて、令和５年４月１日以前の採用も可能です。）

職　　種	人数	応　募　資　格
一　般　事　務　S（職務経験者） [実務経験に応じて、一般行政事務に従事]	2人程度	民間企業、官公庁等での実務経験が令和４年４月30日時点で５年以上ある人で、昭和52年４月２日以降に生まれた人（令和５年４月１日現在で45歳以下）
情　　報 [実務経験や情報技術に関する知識に応じて、各部局等の課題解決に向けたＩＣＴ活用施策の企画提案をはじめ、一般行政事務に従事]	1人程度	昭和52年４月２日以降に生まれた人（令和５年４月１日現在で45歳以下）で、次の項目のいずれかに該当している人 ①民間企業、官公庁等での情報処理に関する実務経験が令和４年４月30日時点で５年以上ある人 ②デジタル技術やビッグデータの活用実績・研究実績がある人 ③要項に示す情報処理試験のうち、いずれかの試験に合格している人又はこれと同等の試験に合格している人
土　木　一　般　A [公共土木、農業土木に関する測量、設計、施工、監督等の業務に従事]	4人程度	昭和62年４月２日から平成15年４月１日までに生まれた人 （令和５年４月１日現在で20歳以上35歳以下）
建　築　一　般　A [建築確認事務、建築工事に係る設計、施工、監督等の業務に従事]	1人程度	昭和62年４月２日から平成15年４月１日までに生まれた人 （令和５年４月１日現在で20歳以上35歳以下）
技　師　一　般　S（職務経験者） [実務経験に応じて、土木技師、建築技師、電気技師又は機械技師として、測量、設計、施工管理、工事監督等の業務に従事]	2人程度	民間企業、官公庁等での土木、建築、電気又は機械に関する実務経験が令和４年４月30日時点で５年以上ある人で、昭和52年４月２日以降に生まれた人 （令和５年４月１日現在で45歳以下）

育児休業代替任期付職員

（職員の育児休業の期間を限度に、任期を定めて採用します。※令和４年８月からの採用予定）

職　　種	人数	応　募　資　格
一　般　事　務 [一般行政事務に従事]	10人程度	昭和42年４月２日以降に生まれた人 （令和５年４月１日現在で55歳以下）
保　健　師 [主に保健指導、衛生教育等の業務に従事]	2人程度	昭和42年４月２日以降に生まれた人で、採用日時点で保健師の資格を有する人 （令和５年４月１日現在で55歳以下）

受動喫煙防止区域を指定します

問医療保健課　☎(082)420-0936

4月1日に東広島市受動喫煙の防止に関する条例を施行しました。

受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止し、子どもの健やかな成長に寄与するとともに、誰もが健康で快適に暮らすことができる生活環境を確保することを目指しています。

受動喫煙防止区域の指定

条例の制定に伴い、5月31日㈫から、次のとおり受動喫煙防止区域を指定します。

・市長が、市民等の健康のため、特に受動喫煙防止を図る必要があると認め、指定する区域

・東広島市ポイ捨て等防止に関する条例第7号の規定により環境美化強化地域として指定する区域

※ただし、受動喫煙を防止するための措置が講じられていると市長が認める喫煙所で喫煙する場合を除きます。

※受動喫煙を防止するための措置が講じられている喫煙所以外では、区域内での喫煙はできません。

※市職員などが定期的に巡回し、受動喫煙防止を啓発します。

受動喫煙防止区域で人通りが多い場所には標識を設置します

受動喫煙防止区域の詳細は市ホームページをご確認ください。

たばこをやめたい人へ禁煙を支援します

子どもや妊産婦などの受動喫煙を防ぐため、禁煙したい人を支援します。

対市内に住所を有する20歳以上の人

・禁煙外来治療費助成制度の拡充

・専門家による禁煙相談の実施

禁煙アドバイザーなどの専門家（2カ月に1回）や保健師（随時）に禁煙相談ができます。

・チームで禁煙チャレンジ

禁煙に取り組む市民、その家族や知人を対象とした、「チームで取り組む禁煙」を応援します。4カ月間の取組みで禁煙成功したチームには、卒煙証書と、記念品として東広島の特産品をプレゼントします。取組み期間中は禁煙についての健康講座や禁煙相談を利用できます。

受動喫煙防止のための取組み

東広島市は、幼少期からのたばこの害に関する知識の普及・意識の啓発や、市民の健康づくり、受動喫煙防止に対する知識の普及・意識の啓発を行います。

そのほかの取組みは市ホームページで紹介しています。

5月31日㈫は「世界禁煙デー」、5月31日㈫～6月6日㈪は「禁煙週間」です。望まない受動喫煙を防ぐ、やさしい東広島のまちづくりに、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

農薬や除草剤による危害と事故を防ぎましょう

問園芸センター　☎(082)433-4411

6月1日から8月31日まで広島県農薬危害防止運動が実施されます。農薬や除草剤を使うときは次のことに注意しましょう。

1　農薬を散布する前に

・農薬を使用する場合は、事前に近所の人や近隣の農作物栽培者への周知を徹底しましょう。

・「農林水産省登録第○○○号」と記載されている登録農薬を使用しましょう。

・農薬容器の使用方法、注意事項を必ず読みましょう。

・農薬の特性を知って周辺の別の作物に影響がないものを選びましょう。

2　散布する時は

・適用作物、使用量、濃度、使用時期などの使用基準を必ず守りましょう。

・近接ほ場で栽培されている作物への農薬の飛散を防止しましょう。

・水田で除草剤などを使用する時は、注意事項に記載された止水期間を順守しましょう。また、田植前から初期除草剤を使用する場合は、使用から

6月1日から7日は水道週間です

問業務課　☎(082)421-3661　給水課　☎(082)421-3665

今年のスローガン「大切な水と一緒に暮らす日々」

水道は毎日の生活に欠かすことのできない重要なライフラインです。市内には複数の浄水場があり、河川などを水源として活用しています。みんなで水源をきれいにしましょう。

蛇口パッキンの無料配布

日6月1日(水)～7日(火)
場水道局、市役所本庁総合案内、各支所・出張所
※一人2つまで

水道メーターの取替え

計量法による検定有効期間(8年間)が満了する水道メーターを取り替えます。

取替えの対象となる水道メーターの使用者には、事前に「水道メーター取替えについてのお知らせ」をハガキで郵送します。

※建物の管理者・所有者へは通知しません。

日6月～令和5年3月まで順次

※取替費用を使用者に請求することはありません。

※配管や止水栓などの破損・故障により取替作業ができない場合は、水道局で修繕対応できる場合がありますので、給水課にご連絡ください。

取替作業従事者／

・黒瀬・安芸津地区
東広島市管工事協同組合
☎(0823)82・8333

・その他の地区
東広島市指定水道工事業協同組合
☎(082)422・4181

※従事者は身分証明書を携行しています。また、作業後には事業者名や取替指針を記載した「水道メーター取替完了のお知らせ」をお渡しします。

取替作業に関する注意／

・原則立ち会いは不要です。不在の場合も作業を行います。

・メーターボックスやパイプシャフト付近に物を置かないでください。水道メーターが自動車などの下にある場合は、作業時に移動をお願いします。

・作業中は10分～15分程度断水します。店舗などで断水可能な時間帯が限られる場合は、水道局にご連絡ください。

・メーター保温カバーは、経年劣化などで傷むことがあります。

問給水課

水道週間　作品募集

締6月30日(木)必着
申郵送
問申水道局業務課
※応募要領は市ホームページをご確認ください。

募集項目	内　容	対　象
標　語	ハガキ1枚に1標語（応募数は自由） テーマ／水道の役割や大切さ	どなたでも
作　文	小学校1～3年生／原稿用紙2～3枚程度 小学校4～6年生／原稿用紙3～4枚程度 中学生／原稿用紙4～5枚程度 テーマ／水道に関するもの	小・中学生
図画・ポスター	A2判～B4判程度 題材／水道に関するもの	小・中学生
習　字	半紙　題材／小学校1～3年生「みず」 小学校4～6年生「水道週間」	小学生

7日間は止水を徹底しましょう。

・必ず防除衣、農薬用マスク、保護メガネなどの防護装備を着用しましょう。

・体の調子が悪い人は散布作業をしないようにしましょう。

3　散布が終わったら

・必ずうがいをし、全身をよく洗いましょう。

・飲酒を控え、早めに体を休めましょう。

・農薬を使用したら、使用年月日、作物、農薬名、使用量、希釈倍率などを記帳しましょう。

4　農薬の保管・管理は

・食品類と区分して、子どもの手の届かない安全な鍵のかかる場所で保管しましょう。

・農薬を他の容器（清涼飲料水の容器など）に移し替えないようにしましょう。

・万一、盗難や紛失の場合は、直ちに最寄りの警察署に届け出ましょう。

高齢者の在宅生活支援サービス

問地域包括ケア推進課　☎(082)420-0984

住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、在宅で生活する高齢者を対象とした生活支援サービスを提供しています。

配食サービス事業

栄養バランスの取れた食事を配達すると同時に、利用者の安否を確認します。きざみ食や減塩食なども提供できます。

利用可能日／月～土曜日のうち希望をする日（祝日も可）。1日1食（昼食または夕食）まで

※年末年始・日曜日は利用できません。

対毎日の食事の調理が困難な65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に該当する人（介護保険第2号被保険者を含む）

料1食490円

申地域包括ケア推進課または各地域包括支援センター

※事前に訪問調査あり

緊急通報システム事業

緊急通報機器を貸与します。緊急通報機器のボタンを押すと自動的に受信センターにつながり、自宅で急病や事故などの緊急事態が発生した際の通報や、日常生活の健康相談などができます。

対65歳以上で緊急性のある疾病を持つひとり暮らし高齢者など

料次表のとおり

区　分	利用料
所得税非課税世帯	無　料
所得税課税世帯かつ市民税非課税世帯	無　料
所得税課税世帯かつ市民税課税世帯	1月あたり1,078円

次のいずれかを選択できます。

【固定型】

【携帯型】

申地域包括ケア推進課または各支所に申請書を提出

※利用者の自宅に駆けつけが可能な協力員を原則1人以上確保する必要があります。

※協力員が確保できない場合は、ご相談ください。

日常生活用具給付事業

電磁調理器や自動消火器を給付します。

対65歳以上で心身機能の低下などに伴い、火の元の管理に不安のある在宅の寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者などで、市民税非課税世帯などに属する人

申地域包括ケア推進課または各支所に申請書（保健師、各地域包括支援センター、ケアマネジャーなどによる証明が必要）を提出

軽度生活援助事業

軽作業（草刈りや樹木の剪定、樹木の伐採、障子の張替え、網戸の張替え、ふすまの張替え）を行います。

※作業対象は、日常生活を安全・衛生的に保つ範囲に限ります。

対65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみで構成する世帯で市民税非課税の世帯の人

申地域包括ケア推進課または各支所に申請書（保健師、各地域包括支援センター、ケアマネジャー等による証明が必要）を提出

寝具洗濯サービス事業

寝具の丸洗いや消毒をします。

対65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、失禁等により寝具が汚れ、本人や家族による寝具の衛生管理が困難な人

申地域包括ケア推進課または各支所担当課に申請書（保健師、各地域包括支援センター、ケアマネジャー等による証明が必要）を提出

その他のサービス

地域包括ケア推進課や各支所・出張所で配布する冊子「いきいきげんき」に掲載していますので、ご確認ください。

元気すこやか健診が始まります！

問医療保健課　☎(082)420-0936

○受診券を送付している人

40歳以上の市民と20歳以上（令和5年3月31日時点）の偶数年齢の女性

○受診券が送付されていなくても健診を受けられる場合

39歳以下の人／集団健診に限り、基本健診が受診できます。

料自己負担金2，000円

21歳以上39歳以下の奇数年齢の女性／昨年度、元気すこやか健診で子宮頸がん検診を未受診の人は、集団健診に限り、子宮頸がん検診を受診できます。

料自己負担金500円

○集団健診

受診期間／7月13日(水)～11月2日(水)

申受診券に添付しているハガキ

○医療機関健診

受診期間／6月1日(水)～令和5年1月31日(火)

申直接医療機関に申し込み（受診券を持参）

特定健診・基本健診

項　目	対　象　者
特定健診	東広島市国民健康保険加入者（40～74歳） 受診日まで継続して加入
基本健診	東広島市国民健康保険 年度途中加入者（40～74歳） 令和4年4月2日以降に加入
	後期高齢者医療制度加入者
	39歳以下の人
	医療保険未加入者（40歳以上）

節目歯周疾患検診・肝炎ウイルス検診・がん検診
70歳以上は無料（前立腺がんを除く）

項　目	対　象　者	
節目歯周疾患検診	40歳・50歳・60歳・70歳（令和5年3月31日時点）	
B型・C型 肝炎ウイルス	40歳以上で過去に市の健診でこの検査を受けていない人 ※現在B型・C型肝炎で治療中や経過観察中、治療後の人はこの検査は適しません	
肺がん （喀痰検査）	40歳以上 ※50歳以上で、喫煙指数600以上の人は喀痰検査を実施します	
胃がん	40歳以上	
大腸がん	40歳以上	
子宮頸がん	20歳以上（女性）	偶数年齢 奇数年齢 ※昨年度未受診の人のみ
乳がん	40歳以上（女性）	偶数年齢 奇数年齢 ※昨年度未受診の人のみ
前立腺がん	50歳以上（男性）	

○健診料金無料証明書の発行

市県民税非課税世帯や生活保護世帯などに属する人は、健診料金が無料です（前立腺がん検診を除く）。

転入などにより課税状況の確認ができない場合は、令和4年度（令和3年分）市県民税課税台帳記載事項証明書（世帯全体）を持参してください。

※健診料金無料証明書は、受診の際にご持参ください。

健診料金無料証明書の申請方法

集団健診	ハガキまたはオンラインによる申し込みの際に課税状況の確認に同意した人は、各世帯の市県民税課税状況などを確認し、対象者には受診票とともに「健診料金無料証明書」を同封します。
医療機関健診	健診受診の前に、「健診料金無料証明書」の申請が必要です。 持本人確認書類（マイナンバーカードや健康保険証、運転免許証など）または元気すこやか健診受診券 申医療保健課または各支所・出張所（福富支所及び各出張所は申請のみ）

○節目歯周疾患健診を受けましょう！

今年度から新たに、70歳の人も対象となりました。歯周病は明らかな痛みを伴わず進行することがある生活習慣病です。この機会に、是非一度ご自身の口腔内チェックをしてください。

対40歳・50歳・60歳・70歳

料800円（70歳は無料）

申直接歯科医院に申し込み（受診券を持参）

※詳細は市ホームページにも掲載しています。

元気すこやか健診ホームページ

節目歯周疾患検診ホームページ